



青森県報

第二千百十九号

平成十五年一月六日(月曜日)

平成十五年一月六日

青森県知事 木村 守 男

目次

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	健康福祉課	一
生活保護法による医療機関の指定	同	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	三
生活保護法による施術者の指定	同	三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	経理課	四
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	文化・スポーツ振興課	四

告 示

青森県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

名 称	所 在 地	廃止年月日
藤巻 医院	青森市里見二丁目九の二〇	平成十四・二・三〇
あおば薬局城東ラプリー薬局やすはら	弘前市大字外崎五丁目二の二 弘前市大字安原三丁目三の二二	" 十四・七・三

青森県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月六日

青森県知事 木村 守 男

名 称	所 在 地	指定年月日
おのえ診療所 たかのはし歯科 医院	南津軽郡尾上町大字中佐渡字南田一五の二〇 八戸市大字白銀町字右岩淵通り一九の二	平成十四・二・一 十四・二・三〇
ラプリー薬局やすはら	弘前市大字安原三丁目三の二〇	十四・七・三
津軽薬剤師薬局あおば薬局	弘前市大字大町三丁目一〇の五 弘前市大字神田二丁目六の二七	十四・三・二 十四・三・一

青森県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		廃止年月日
			名 称	所 在 地	
片桐耕吾	青森市浪打一丁目一の一の二	訪問看護	片桐内科医	青森市浪打一丁目一の一の二	平成 一三・一・二三
社団法人慈恵会	青森市大字安田一四五の二	〃	慈恵会訪問看護ステーション	青森市大字安田一四六の二	一三・三・二五
宇野千春	弘前市大字東長町六〇の二	〃	宇野胃腸科内科医院	弘前市大字東長町六〇の二	一四・五・一
榎木尚義	弘前市大字親方町三一	〃	榎木内科医	弘前市大字親方町三一	一三・三・二五
財団法人鳴海研究所	弘前市大字品川町一九	〃	老人訪問看護ステーション	弘前市大字品川町一丁目一の四	一三・一〇・三
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	〃	介護サポート訪問看護ステーション	弘前市大字富田三丁目八の二〇	一三・六・三〇
佐藤悌二	弘前市大字北横町七〇	訪問リハビリテーション	佐藤外科整形外科医院	弘前市大字北横町七〇	一三・三・三〇
榎木尚義	弘前市大字親方町三一	〃	榎木内科医	弘前市大字親方町三一	一三・三・二五
安田直起	青森市筒井四丁目二の四六	居宅療養管理指導	安田ファミリー歯科	青森市筒井四丁目二の四六	一四・三・一

青森県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月六日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
石川佳和	青森市大字荒川三丁目一〇四の三	桜川歯科医	青森市桜川三丁目九の六
佐々木祥一	青森市中央二丁目一三の一四	佐々木薬局	青森市中央二丁目一三の一四
はしもと保険薬局協同組合	青森市橋本二丁目一九の一	はしもと保険薬局協同組合	青森市橋本二丁目一九の一
財団法人秀芳園	弘前市大字吉野町三の一	弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一
榎木尚義	弘前市大字親方町三一	榎木内科医	弘前市大字親方町三一
木村俊正	弘前市大字品川町五九の一	木村歯科医	弘前市大字品川町五九の一
有限会社アオイ調剤薬局	弘前市大字富田町一〇五の一	アオイ薬局	弘前市大字富田町一〇五の一
片桐耕吾	青森市浪打一丁目一の一の二	片桐内科医	青森市浪打一丁目一の一の二

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人東幸会	八戸市大字久保生平四四の七七	特別養護老人ホームサンシャイン	八戸市東白山台二丁目二の一
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	デイサービス「ゆうじ」	黒石市大字東野添字長坂道北一

指
定
年
月
日

平成
一四・三・一

社会福祉法人森田村社会福祉協議会	西津軽郡森田村大字森田字月見野二七七の三	〃	〃	デザインサービスセンターあーすとび	西津軽郡森田村大字森田字月見野二七七の三	一四・三・九
医療法人済寿会	黒石市寿町四三の三	通所リハビリテーション	〃	あーすとび	黒石市寿町四三の三	一四・二・一
医療法人鶴豊会	弘前市大字高田一丁目一〇の七	痴呆対応型共同生活介護	〃	グループホームさくらばやし	弘前市大字桜林町三の一	一四・三・二
合資会社ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八	〃	〃	グループホームゆとり	三戸郡階上町蒼前一九三〇	一四・二・一

青森県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月六日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	「デイサービス「ゆづじょう」居宅介護支援事業所	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の一	平成 一四・三・一

青森県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月六日

青森県知事 木 村 守 男

株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	通所介護	デザインサービスセンター青空	弘前市大字富田町一六三	平成 一四・三・一
有限会社マキタ薬局	青森市大字小柳八字朽葉三九の二	居宅療養管理指導	有限会社マキタ薬局	青森市大字小柳八字朽葉三九の二	一四・二・四
有限会社テイイー・エス・メデイカ	青森市栄町二丁目四の六	〃	あおぞら薬局	青森市富田一丁目一三の一七	一三・三・八
三上則郎	弘前市大字大清水一丁目一一の四二	〃	おおしみず歯科クリニック	弘前市大字大清水一丁目一一の四二	一四・〇・一
藤山詔雄	弘前市大字和徳町一一九	〃	藤山漢方薬局	弘前市大字和徳町一一九	一四・二・三

青森県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月六日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
神馬亮一	上北郡横浜町九字館ノ後七の九	じんま接骨院	上北郡横浜町字館ノ後七の九	平成 一四・九・五

青森県告示第八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年一月六日

青森県知事 木 村 守 男

第二号の表中

「 川支店 「 ごとしがわら市農業協同組合 支店 「 藤崎農業協同組合十二里支所 藤崎農業協同組合西中野目支所 「 浪岡農業協同組合本郷出張所 浪岡農業協同組合大杉出張所 「 田舎館村農業協同組合大根支所 田舎館村農業協同組合西支所 「 田舎館村農業協同組合高樋支所 田舎館村農業協同組合川部支所	五所川原市大字沖飯詰 五所川原市大字沖飯詰 南津軽郡藤崎町大字矢沢 南津軽郡藤崎町大字西中野 南津軽郡浪岡町大字本郷 南津軽郡浪岡町大字高屋敷 南津軽郡田舎館村大字大根 南津軽郡田舎館村大字大根 南津軽郡田舎館村大字大根 南津軽郡田舎館村大字大根 南津軽郡田舎館村大字高樋 南津軽郡田舎館村大字和泉	を を に改め、 、 及び を削り、 を を削る。
--	--	--

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあつた年月日
平成十四年十二月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バイオマス・水素エネルギーネットワーク
- 三 代表者の氏名
柳谷 章二
- 四 主たる事務所の所在地
青森市第二問屋町四丁目一の一三〇
- 五 定款に記載された目的

この法人は、環境保全と循環型社会の構築、および地域経済の活性化を目指して、市民や地域が主体となつた省エネルギー活動を推進すること、「バイオマスを中心とした再生可能な自然エネルギー、及び水素エネルギー」（以下、「グリーンエネルギー」という）の普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現をはかることをもって、地球環境の保全、および、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭